

## 申請時の提出書類

1. 浄化槽設置届出書の写し(法第 5 条第 2 項の期間を経過し、又は同条第 4 項ただし書の通知を受けたものに限る。)及び建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の写し
2. 設置場所の案内図
3. 建築物の平面図(配置図及び配管図を含む。)
4. 形式認定シートの写し
5. 国庫補助指針に基づく形式認定登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C 票)
6. 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書の写し
7. 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
8. 合併処理浄化槽の設置工事を行う者の浄化槽設備士免状の写し(昭和 62 年以前の資格取得者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しを含む。)
9. 浄化槽法定検査依頼書の写し
10. 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から転換する場合は、現況の配置図、排水系統図、写真及び転換費用の見積書の写し
11. 転換に伴う宅内配管工事を実施する場合は、配管工事費用の見積書の写し
12. 専用住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
13. 誓約書(様式第 1 号別紙 1)
14. 市税等の納税状況調査に関する同意書(様式第 1 号別紙 2)
15. 現地の全景写真
16. 関係法令の許可の写し(該当がある場合)
17. その他市長が必要と認める書類

※注意 所有者が異なる場合は「住民・土地使用承諾書」

## 完了報告時の提出書類

1. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
2. 浄化槽使用開始報告書の写し
3. 浄化槽設置費用の領収書の写し
4. 浄化槽設置工事の指定写真
5. 浄化槽設置検査確認表
6. 法第 7 条に規定する法定検査受検料領収書の写し
7. 補助対象となる専用住宅に居住したことが証明できる書類
8. 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去した場合は、単独処理浄化槽又はくみ取り

槽の処分に関する産業廃棄物管理票(マニフェスト (E 票) )、浄化槽使用廃止届出書の  
写し並びに撤去前、撤去中及び撤去後の写真

9. 転換に伴う宅内配管工事を実施した場合は、宅内の生活排水が接続されていることが確認できる写真
10. その他市長が必要と認める書類

浄化槽設置工事の指定写真

種別	撮影項目	備考
着工前	全景	浄化槽整備士が浄化槽工事業者登録票又は届出済届及び工事看板を持った全景。
掘削工事	幅、長さ、高さ	床付けの完了状況。
基礎砕石 敷設転厚 圧工事	砕石敷設状況 転圧状況	ランマ等機材で転厚の作業を行っているところを撮影。 地耐力等により必要に応じて撮影。
基礎底板 コンクリート	配筋状況 基礎底板コンクリート打設状況	ピッチが分かるスケールと共に撮影。ただし、二次製品を使用する場合は全景及びコンクリート厚のわかるもの。あわせて、製品の仕様がわかるものを添付すること。
浄化槽本体	全景	メーカー、型式、人槽が判読できる写真。
浄化槽据付工事	全景	
埋め戻し 工事	埋め戻し、水じり め状況	水準器、スケール、ホース、つき固め用の器具、埋め戻しに用いている土砂とともに撮影。
かさ上げ 工事	高さ	マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真。
上部スラブ 工事	配筋状況	ピッチが分かるスケールと共に撮影。
	コンクリート打設状況	コンクリート厚が分かるスケールと共に撮影。
完成	全景	竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい。